

A・3・3

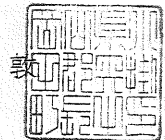
矢掛町告示第31号

森林経営管理法（平成30年法律第56号）第4条第1項の規定に基づき別紙に掲げる森林の経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記のとおり縦覧に供する。

令和7年3月17日

矢掛町長 山岡



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

矢掛町のホームページ及び矢掛町産業観光課

3 本公告により、矢掛町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。